

# 法務省総合評価委員会の設置及び議事運営要領

平成19年4月27日大臣官房施設課長決裁

最終改正 平成23年10月24日

## 1 設置目的

法務省が発注する工事（以下「工事」という。）及び法務省が発注する建築関係建設コンサルタント業務等（以下「業務」という。）の総合評価落札方式の内容について、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことを目的として、法務省総合評価委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

## 2 審議事項等

- (1) 法務省が定めようとする総合評価落札方式の実施方針及び複数の工事又は業務に共通する評価方法について審議を行うこと。
- (2) 法務省が発注した工事又は業務のうち委員会が抽出したのものに関し、その評価方法及び落札者の決定方法等について審議を行うこと。
- (3) その他委員会において必要があると認める事項について審議を行うこと。
- (4) 前記(1)ないし(3)の審議の結果、検討又は改善すべき点があると認めた事項について、必要な範囲で、施設課長に対し意見を述べること。

## 3 組織及び委員委嘱等

- (1) 委員会は、委員3人以上で構成するものとする。
- (2) 委員は、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる外部の有識者から構成され、施設課長が委嘱するものとする。
- (3) 委員の任期は2年とし、再任することができるものとする。  
ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選により選出することとする。
- (5) 委員長に事故がある場合には、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理することとする。

## 4 委員会の種類

委員会は、次のとおりとし、委員の2分の1以上の出席をもって開催するものとする。

ただし、緊急やむを得ない事情等があると委員長が判断する場合には、書面による回議をもって委員会の開催に代えることができるものとする。

(1) 定例委員会

原則として年3回（6月、10月及び2月）開催するものとする。

(2) 臨時委員会

委員長は、必要があると認める場合には、定例委員会以外に委員会を招集することができるものとする。

5 委員会の議決方法

委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

6 審議結果の公表

委員会の審議結果については、委員会開催後、速やかに公表するものとする。

7 委員会の庶務

委員会の庶務は、大臣官房施設課技術企画係が行うものとし、次の事務を行うものとする。

(1) 委員会の開催及び運営に関する事務

(2) 委員会の審議に必要な資料の収集及び作成等に関する事務

(3) 委員会の審議概要等の公表に関する事務